

○香川県産業技術センター条例

香川県産業技術センター条例

平成12年3月27日

条例第22号

改正 平成17年12月20日条例第62号

香川県産業技術センター条例をここに公布する。

香川県産業技術センター条例

(設置)

第1条 工業及び食品産業の技術に関する試験、研究、調査等を行うとともに、その成果の活用及び普及を図ることにより、本県における産業の振興及び発展に資するため、香川県産業技術センター（以下「センター」という。）を高松市に設置する。

2 センターの業務を分掌させるため、センターの支所として発酵食品研究所を小豆郡小豆島町に置く。

一部改正〔平成17年条例62号〕

(使用料等の納入)

第2条 センター又は発酵食品研究所を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料又は手数料を納入しなければならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、センター及び発酵食品研究所の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(香川県工業技術センター条例及び香川県食品試験場及び香川県発酵食品試験場条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 香川県工業技術センター条例（平成2年香川県条例第1号）

(2) 香川県食品試験場及び香川県発酵食品試験場条例（平成3年香川県条例第18号）

附 則（平成17年12月20日条例第62号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成18年3月21日